

議員提出議案第 1 号

渋川市議会議員定数条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり渋川市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日

渋川市議会議長 須 田 勝 様

提出者 議会運営委員会
委員長 石 倉 一 夫

別紙

議員提出議案第 1 号

渋川市議会議員定数条例の一部を改正する条例

渋川市議会議員定数条例（平成 22 年渋川市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

本則中「22 人」を「18 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

理 由

現在の社会情勢に鑑み、議会改革及び市の行財政改革の推進に資するため、議員の定数を削減したいので提出するものである。

渋川市議会議員定数条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>渋川市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により<u>18人</u>とする。</p>	<p>渋川市議会議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定により<u>22人</u>とする。</p>